



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 18 日 (金)
第 7 9 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (13) (障害福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (14) (〃) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (15) (耕地課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (16) (〃) 2
	県営土地改良事業の工事の完了 (17) (東部総合事務所農林局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (18) (西部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会委員長の住所及び氏名 (1) 3
	選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定 (2) 4
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (管財課) 5

告 示

鳥取県告示第 13 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	施設障害福祉サービスの種類	辞退年月日
羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉 9 － 2	障害者自立支援法附則第20条の規定により障害福祉サービスとみなされる知的障害者施設支援（知的障害者更生施設支援）	平成19年12月31日

鳥取県告示第 14 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害者支援施設の名称	指定に係る障害者支援施設の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259 －43	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町 大字光吉 9－2	生活介護 施設入所支援	平成 20 年 1 月 1 日

鳥取県告示第 15 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を平成20年1月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 16 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成20年1月18日から同年2月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 17 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業大谷地区区画整理（第1工区）	平成19年5月31日
県営経営体育成基盤整備事業大谷地区区画整理（第2工区）	平成19年5月31日

鳥取県告示第 18 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所 の所在地	指定障害福祉サー ビス事業を行う事 業所の名称	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の所在 地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
有限会社すみ れ会	米子市西福原 九丁目6-20	ケアステーション すみれ会	米子市西福原九丁 目6-20	居宅介護 重度訪問介護	平成20年 1月15日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 1 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 1 項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和 26 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）第 1 条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 住 所 鳥取市永楽温泉町 555-4
- 2 氏 名 古賀 裕子

鳥取県選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 3 項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和 26 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）第 4 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 住 所 東伯郡湯梨浜町大字上橋津 32-7
- 2 氏 名 堀内 幸子

公 告

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社ケイナン 代表取締役社長 山根 安泰	島根県仁多郡奥出雲町横田 1536	日野郡日野町高尾字シャジキ 302-1 外 30 筆 (175,592 平方メートル)	結晶片岩 (2,441,206 立方メートル)	平成 19 年 12 月 26 日 から平成 24 年 12 月 25 日まで	平成 19 年 12 月 26 日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 20 年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁第 2 庁舎 4 階第 33 会 議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
		平成 20 年 2 月 29 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
鳥取県庁舎、鳥取県庁東町分庁舎及び鳥取県庁西町分庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 及び 271 鳥取県庁舎
鳥取市東町二丁目 308 鳥取県庁東町分庁舎
鳥取市西町一丁目 401 鳥取県庁西町分庁舎

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 1 日（金）午後 5 時 30 分までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 1 月 18 日（金）から同年 3 月 4 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号又は第 8 号の事業の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 156 号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 6 号の事業の登録を受けている者を含む。）であること。

(5) 平成 14 年度以降に本件庁舎に係る清掃業務又は建物延べ床面積が 10,000 平方メートル以上の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課管理係

電話 0857-26-7085（直通）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433（直通）

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 20 年 1 月 18 日（金）から平成 20 年 2 月 8 日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 4 日（火）午前 10 時

（郵便等による入札書の受領期限は、平成 20 年 3 月 3 日（月）午後 5 時 30 分）

鳥取県庁第二庁舎 4 階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 2 月 8 日（金）午後 5 時 30 分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行っ

た者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

• Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government

(1-220 and 1-271 Higashimachi Tottori-shi), 1 Set

• Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government

Higashimachi Branch Office (2-308 Higashimachi Tottori-shi), 1 Set

• Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government

Nishimachi Branch Office (1-401 Nishimachi Tottori-shi), 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:30 p.m. 8 February, 2008

(3) Date and time for tender submission: 10:00 a.m. 4 March, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:30 p.m. 3 March, 2008

(4) Please contact:

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori prefectural Government

1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori

680-8570 Japan

TEL 0857-26-7085